

令和 4 年 第 1 回
市 議 会 定 例 会 資 料

そ の 3

目 次

議案第 29 号 関係	-----	1
議案第 30 号 関係	-----	2
議案第 31 号 関係	-----	1 4

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第12号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款)衛生費(項)保健衛生費 (目)予防費			78,086			
1	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)	78,086	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自宅療養者の増加に伴い、神奈川県が実施主体となって自宅療養者に対して実施する配食サービス等に係る経費に不足が生じたことにより、負担金補助及び交付金を増額するもの。				

*決定過程 理事者調整(令和4年3月8日)

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者に義務付けることとするため提案する。

2 根拠法規

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項並びに第19条第1項及び第2項

3 条例の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、任命権者と同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止することとした。（第2条関係）
- (2) 非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、任命権者と同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止することとした。（第26条関係）
- (3) 任命権者は、妊娠又は出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならないこと等とした。（第30条関係）
- (4) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、育児休業に係る研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第31条関係）
- (5) 所要の規定を整備することとした。（目次、第32条関係）
- (6) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第4章</p> <p><u>第5章 任命権者が講すべき措置等（第30条・第31条）</u></p> <p><u>第6章 雜則（第32条）</u></p> <p>附則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)</p> <p>（略）</p> <p>(3)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ）略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第26条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第4章</p> <p><u>第5章 雜則（第30条）</u></p> <p>附則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)</p> <p>（略）</p> <p>(3)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア）任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（ウ）略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第26条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p>

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間
を考慮して規則で定める非常勤職員

第5章 任命権者が講ずべき措置等
(妊娠又は出産等についての申出があった場合
における措置等)

第30条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、規則で定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第31条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第6章 雜則

(委任)

第32条 略

第5章 雜則

(委任)

第30条 略

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員の育児休業等に関する法律（地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の規定による改正前のもの）

（育児休業の承認）

第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
- 3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（部分休業）

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあっては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第二項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。
- 3 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。

○地方公務員法

第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占め

る職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。

- 2 前項の規定により採用された職員については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。
- 3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の規定による改正後のもの）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十一条 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置）

第二十二条 事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
 - 二 育児休業に関する相談体制の整備
 - 三 その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置
- 2 前項に定めるもののほか、事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようするため、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十三条 各省各庁の長等は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするため、次に

(新設)

三二一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
育児休業に関する相談体制の整備
その他の人事院が定める育児休業に係る勧

その他人事院が定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

二 育児休業に関する相談体制の整備
三 その他人事院が定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
人事院は、各省各庁の長等が前項の規定により実施する同項第一号の研修の調整及び指導に

第三十四条 各省各局の長等は、毎年度（毎年四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）、
（前項の取扱いの執行の状況の報告書）として公表する。

2 | 人事院は、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

第三十五章

附
則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(人事院規則「一三四四の一部改正」)
人事院規則「一三四四（人事管理文書の保存期間）」の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前闇に掲げる規定の誤りで用んだ部分をこれに対応する改正後

2

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

十二
育兒休業

人事管理文書の

人事管理文書の区分

(略)

規則一ナリ〇〇
の育児休業等)

第十三條（第二十五條）

100

100

100

第三十四条第一項の報告の文書等

十三
備考

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）		改 正 後	
十二 育児休業			
（略）			
規則一九一〇（職員の育児休業等）			
（略）	（略）	（略）	（略）
第十三条（第二十五条において準用する場合を含む。）の同意の文書等	第十三条（第二十五条において準用する場合を含む。）の同意の文書等	任期を定めた任用の終了した日	三年
第三十二条第一項の申出の文書等	第三十二条第一項の申出の文書等	取得の日	三年
第三十四条第一項の報告の文書等	第三十四条第一項の報告の文書等	三年	三年

		2	前年度における職員の育児休業の取得の状況として人事院が定めるものを人事院に報告しなければならない。
第三十五条	人事院は、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。	第六章	(略)
第三十二条	第五章	(略)	(略)

改正前

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
規則一九一〇（職員の育児休業等）	（略）	（略）
第十三条（第二十五条において準用する場合を含む。）の同意の文書等	（略）	（略）
任期を定めた任用の終了した日	（略）	（略）
三年	（略）	

人事院規則一九一〇一四

人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一〇「職員の育児休業等」の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後改正前

目次
第一章 第四章
◎

第一回
第五章
第六章
各省各庁の長等が講ずべき措置等（第三十二条—第三十四条）
雜則（第三十五条）

（育児休業をすることができない職員）

（育児休業をすることかできない職員）
第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一・二 （略）
三 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）
以外の非常勤職員
イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) その養育する子（育児休業法第三条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）第三条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする官職（以下「特定官職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

口・ハ (略)

(育児時間を請求することができない職員)

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(略)

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

(削スル)
(削スル)

第五章 各省各庁の長等が講ずべき措置等

第三十二条 各省各庁の長及び行政執行法人の長（以下この章において「各省各庁の長等」とい

これにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他的人事院が定める事項を知らせることとする。

るとともに、育児休業の申請の請求に係る三讀賛成の意向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

各省各庁の長等は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利な扱いを受けることがないようにしなければならない。

目次	第一章～第四章（略）
新設	第五章 雜則（第三十二條）
附則	
	（育児休業をすることのできない職員）
	第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一・二	（略）
三	次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。） 以外の非常勤職員
イ	次のいずれにも該当する非常勤職員
(1)	任命権者と同じくする官職（以下「特定官職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
(2)	その養育する子（育児休業法第三条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六ヶ月に達する日（以下「一歳六ヶ月到達日」という。）第三条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日（以下「二歳到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
(3)	（略）
ロ・ハ	（略）
	（育児時間の請求のできない職員）
一	第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
イ	（略）
二	次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。） 特定期間に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員
口	（新設）

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）に基づき、人事院規則
一九一〇（職員の育児休業等）の一部改正に関する次的人事院規則を制定する。
令和四年二月十七日

人事院総裁 川本 裕子

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講すべき措置に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）第30条

3 規則の概要

- (1) 職員が任命権者に対し申し出る当該職員又は配偶者が妊娠し、又は出産したことに準ずる事実は、当該職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳に満たない者を現に監護していること等とした。（第22条関係）
- (2) 職員が妊娠又は出産等の事実を申し出た場合において当該職員に知らせなければならない事項は育児休業に関する制度等とし、これらを知らせるときは面談による方法等によることとした。（第23条関係）
- (3) 職員が妊娠又は出産等の事実を申し出た場合において育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するために講ずる措置は、面談等とした。（第24条関係）
- (4) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、任命権者は、職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供等の措置を講じなければならないこととした。（第25条関係）
- (5) 規定を整備することとした。（第3条関係）
- (6) 所要の規定を整備することとした。（第2条、第19条、第26条関係）
- (7) この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものとする。</p> <p>(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第3条 条例第3条第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号及び第22条第1項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア</p> <p>イ 略</p> <p>エ</p> <p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第19条 条例第26条第2号の規則で定める非常勤職員は、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第21条 略</p>	<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものとする。</p> <p>(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第3条 条例第3条第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）若しくは同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親</p> <p>を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア</p> <p>イ 略</p> <p>エ</p> <p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第19条 条例第26条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第21条 略</p>

(条例第30条第1項の規則で定める事実)

第22条 条例第30条第1項の規則で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- (1) 職員が、民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳（非常勤職員にあっては、1歳。以下この項において同じ。）に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。
- (2) 職員が、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。
- (3) 職員が、3歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

(条例第30条第1項の規則で定める事項等)

第23条 条例第30条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児休業に関する制度
- (2) 育児休業の承認の請求先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- (4) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

2 条例第30条第1項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 職員が電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）（以下この号及び次条第3号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成するこ

きるものに限る。)

(条例第30条第1項の規則で定める措置)

第24条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置（第3号に掲げる措置にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

(条例第31条第3号の規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置)

第25条 条例第31条第3号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

(2) 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

（補則）

第26条 略

（補則）

第22条 略

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げることとするため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

3 条例の概要

- (1) 保険料の賦課額のうち基礎賦課額に係る賦課限度額を650,000円に引き上げることとした。（第22条関係）
- (2) 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を200,000円に引き上げることとした。（第31条関係）
- (3) この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他の保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○国民健康保険法施行令 (国民健康保険法施行令の一部を改正する政令 (令和4年政令第44号) の規定による改正前のもの)

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6) 及びロ(4) において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）
- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

イ 当該年度における(1) から(6) までに掲げる額の合算額

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額

- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
- 口 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額
- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
 - (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものと除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額
 - (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
 - (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額。
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額
- 二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定することである。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 前号の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雜損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定すること。
- 六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分して算定することである。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定することである。
- 八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定することである。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間

にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

九 第三号の基礎賦課額は、六十三万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1) 及び(2) に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

二 後期高齢者支援金等賦課額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
あん

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定することである。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものである。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補

正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十九万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資

産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額すること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得

金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができる。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができる。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年二月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十四号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令
を制定する。
国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の七第二項第九号中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項第八号中「十
九万円」を「二十万円」に改める。同条第三項第八号中「十
九万円」を「二十万円」に改める。
附則第四条第二項第六号中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項第六号中「十九万
円」を「二十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第三項並びに附則第四条第二項及び第三項の
規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料につ
いては、なお従前の例による。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄